

香港の知的財産法

遠藤 誠¹

I はじめに

中華人民共和国香港特別行政区（以下「香港」という。また、香港・マカオ・台湾を除いた中華人民共和国を「中国」という）は、英国による 150 年以上の植民地支配の後、1984 年に調印された中英共同宣言により、1997 年 7 月 1 日に中国に返還された。但し、50 年間は調印時の香港の制度を維持し、外交と国防を除き、高度の自治権が保障されるものとされた。返還後の香港の法制度は、中国の法制度とは別個の、「香港特別行政区基本法」を頂点とする独自の法制度となっている（一国二制度）。本稿は、香港における法制度を対象とする。

香港は、1997 年 7 月 1 日の中国への返還に至るまで、英国による 150 年以上の植民地支配の下、英国法²の法体系を多く導入し、いわゆる判例法主義の法体系を採用した。しかし、知的財産法の分野における重要な法令（例えば、特許条例、意匠条例、商標条例、著作権条例）は全て成文法で規定されている。即ち、香港が判例法主義の法体系を採用しているといっても、裁判において拠り所となる「法源」には、判例だけではなく、制定された法令も含まれる。なお、香港が 1997 年 7 月 1 日に中国に返還された後は、英国の裁判所の判決は、香港の裁判所に対し拘束力を有しないものの、依然として、説得力のある根拠として、事実上の大きな影響力を有している。

「一国二制度」を採る中国と香港の間では、一方（例えば、香港）で特許権や商標権を登録したとしても、それだけでは、他方（例えば、中国）で効力が生じないため、両方で登録する必要がある。

以下、香港の知的財産法の概要と特徴について紹介する。

II 知的財産法全般

香港においては、特許条例、意匠条例、商標条例、著作権条例、集積回路配置設計条例、植物新品種保護条例、商品表示条例等の基本的な知的財産法制度が整備されている。香港が、英国法の影響により、判例法主義の国であるといっても、知的財産法の分野では、基本的に、

¹ えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

² 本稿において「英国法」とは、「イングランド及びウェールズ」の法体系を指す。

成文法が存在しており、ほとんどの問題は成文法の規定の解釈に関わっている（但し、香港は、英国法由来の各知的財産法について、香港独自の変更を多数加えている）。また、営業秘密侵害及び詐称通用等の問題については、成文法の明文規定は無いが、判例法により妥当な解決が図られている。

香港の知的財産法制度の中心的機関である「知識産権署」（Intellectual Property Department）は、特許、意匠、商標の審査等の知的財産権に関する各種サービスを行う政府機関である。1990年7月2日に設立された「知識産権署」は、商標登録局（Trade Marks Registry）、特許登録局（Patents Registry）、意匠登録局（Registered Designs Registry）及び著作権許諾団体登録局（Copyright Licensing Bodies Registry）を運営する³。「知識産権署」のウェブサイト⁴には、知的財産権に関連するさまざまな情報が掲載されており、参考になる。

香港は、知的財産権に関する多くの国際条約にも加盟している。例えば、WTO協定、WIPO設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約（PCT）、国際特許分類に関するストラスブール協定、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、万国著作権条約等である。なお、中国が加盟している標章の国際登録に関するマドリッド協定及び標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書においては、香港での適用が留保されており、適用されないことに注意が必要である。

Ⅲ 特許

1 概要

香港では、発明は、1932年以降、英国特許又は英国を指定国とする欧州特許を条件として保護されてきた。即ち、あたかも、英国で付与された特許が、香港まで拡大されて保護されたようになっていた⁵。現在、香港では、特許条例が制定されている（2010年2月26日施行）⁶。

「一国二制度」を採る中国と香港の間では、一方（例えば、香港）で特許権を登録したとしても、それだけでは、他方（例えば、中国）では効力が生じないため、両方で登録する必要がある。

香港内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託

³ Bird & Bird, Matthew Laight, David Allison 著『模倣対策マニュアル 香港編』（日本貿易振興機構、2014年）5頁。

⁴ <http://www.ipd.gov.hk/eng/home.htm>

⁵ 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』6頁。

⁶ 本稿の「特許」の部分については、ウェブサイト「世界の産業財産権制度および産業財産権侵害対策概要ミニガイド」の「香港」の「制度ガイド」6頁～15頁等を参照した。

https://www.jpo.go.jp/index/kokusai_doukou/iprsupport/miniguide/index.html

しなければならない。出願言語は、英語又は中国語である。

2 「標準特許」と「短期特許」

香港では、保護期間 20 年の「標準特許」と、保護期間 8 年の「短期特許」の 2 種類がある。

標準特許は、香港特許庁ではなく、指定された特許庁（中国知的財産権局、英国特許庁及び欧州特許庁（英国を指定する EPC 出願の場合）。以下、「指定特許庁」という）への出願に基づき付与される。出願人は、第 1 段階として、指定特許庁への出願の公開日から 6 か月以内（延長は不可）に、香港特許庁への記録請求を行う。その後、第 2 段階として、①指定特許庁での実体審査が完了して特許権が付与された場合には特許登録日から 6 か月以内（延長は不可）、又は②指定特許庁での出願の記録請求の香港での公開（香港特許庁での方式審査の後に記録請求が公開される）から 6 か月以内に、登録請求を行う必要がある。香港特許庁では、実体要件は審査されず、指定特許庁での出願に基づいて香港での登録が行われる。香港特許庁での標準特許の効力は、指定特許庁で登録された特許とは独立して存続することとされており、標準特許の有効性は、香港の裁判所でのみ争うことができる。標準特許の存続期間は、指定特許庁への出願日から 20 年である。

短期特許は、香港特許庁への出願に基づき付与される。新規性、進歩性、産業上利用可能性等の実体要件は審査されず、方式要件についてのみ審査される。香港特許庁での方式審査の後、速やかに出願が公開され、香港での登録が行われる。短期特許の存続期間は、香港特許庁への出願日から 4 年であるが、1 回に限り延長することができる（最長で出願日から 8 年となる）。

3 特許登録の要件

特許が登録されるためには、不特許事由に該当してはならない。不特許事由には、①発見、科学的理論及び数学的方法、②美術的創作物、③精神的活動又は遊戯を行うための規則又は方法、④コンピュータ・プログラム等がある。

特許が登録されるための要件としての「新規性」とは、「出願日又は優先日前に、書面又は口頭による説明、使用により、香港又は世界のいずれかの場所において公衆に利用可能となった従来技術を構成しないこと」を意味し、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

4 特許の取消請求

香港では、実体審査を経ずに特許権が付与されるが、特許の取消（revocation）請求の制度が認められている。即ち、①特許を受けることができない発明に特許権が付与されたとき、②特許を受ける権利を有しない者に対し特許権が付与されたとき、③明細書に記載された発明の開示が不十分であったとき、④出願当初に明細書に記載された発明を超えて、特許権が付与されたとき、⑤二重特許に該当するとき、⑥標準特許において、対応する指定特許が

取り消されたときのいずれかにあたる場合は、いかなる者も、裁判所に対し、特許の取消を請求することができる。

IV 意匠

香港において意匠が保護されるようになったのは、1928年以降である。英国の意匠法の下では、香港における意匠の保護は、英国での意匠登録を条件としていた⁷。現在、香港では、意匠条例が制定されている（2012年2月17日施行）⁸。

意匠とは、「工業的方法により物品に適用される形状、輪郭、模様又は装飾の特徴であって、完成物品において視覚に訴え、且つ視覚で判断されるもの」である。但し、物品の形状又は輪郭の特徴であっても、当該物品が果たす機能のみにより決定付けられるものは、意匠の定義には含まれない。香港では、部分意匠制度は採用されていない。

意匠出願に対しては、原則として、方式審査のみが行われ、新規性等の実体審査は行われず、意匠出願は方式要件さえ満たしていれば、意匠登録を受けることができる。但し、不登録事由に該当することが明らかな場合には、審査官は出願を拒絶することができる。

新規性については、いわゆる「絶対的新規性」が採用されている。

意匠を受けることができない意匠が登録された場合、誰でも、登録後2か月以内に、登録官に対して異議申立てを提出することができる。

意匠権の最初の存続期間は、出願日から5年であるが、その後、5年ごとに、合計25年まで延長することができる。

登録意匠が取消事由に該当する場合には、取消請求を行うことができる。取消事由には、①意匠の定義に合致しないこと、②新規性がないこと、③公序良俗に反すること、④冒認により意匠登録されたことである。

V 商標

1 概要

1873年に、香港における初めての知的財産法令として、英国法を参考とした香港商標条例が制定された。その後、香港では、英国から独立した商標制度が運用されてきた。現在、香港では、商標条例が制定されている（2010年2月26日施行）⁹。

2 商標の定義・種類

商標とは、「ある事業の商品又はサービスを、他の事業の商品又はサービスと識別するこ

⁷ 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』6頁。

⁸ 本稿の「意匠」の部分については、前掲「制度ガイド」16頁～20頁等を参照した。

⁹ 本稿の「商標」の部分については、前掲「制度ガイド」21頁～26頁等を参照した。

とができ、かつ、視覚的に表現可能な標識」をいい、語、表示、デザイン、文字、符号、数字、図形要素、色彩、音、匂い、形状、及びそれらの組み合わせが含まれる。証明商標及び団体商標も認められている。

香港における周知の登録商標であって、その指定商品・役務以外の商品・役務について他人が使用すると識別力を害するおそれがあるときは、当該商品・役務についても防護商標（defensive mark）として登録を受けることができる。

また、香港では、「シリーズ商標」（series of mark）の制度が採用されている。即ち、商標の重要な部分が類似しており、商標の同一性に実質的な影響を与えない要素のみが異なる商標が、1つのシリーズを構成している等の要件を満たす場合（例えば、カラーの商標とモノクロの商標の場合）、1つの商標出願で登録することができる。

3 商標出願及び登録

香港では、商標出願に対して、「先願主義」及び「一商標多区分制」が採用されている。商標出願に対しては、方式審査及び実体審査が行われる。

香港は「標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書」には加盟していないため、マドリッド出願により香港での商標登録を受けることはできない。香港特許庁に対し商標登録出願を行う必要がある。

商標が登録されるためには、不登録事由に該当してはならない。不登録事由には、「絶対的不登録事由」と「相対的不登録事由」がある。絶対的不登録事由には、①他の商品又は役務から識別することができないこと、②記述的標章のみからなること、③商品自体の性質から生じる形状のみからなること、④道徳に反し又は公衆を欺罔するおそれがあること、⑤香港において法律で使用が禁止されていること、⑥国旗・記章又はこれらのデザインからなることがある。相対的不登録事由には、①同一又は類似の商品・役務について、他人の登録商標と同一又は類似していること、②同一又は類似の商品・役務について、他人の周知商標と同一又は類似しており、誤認混同を生じるおそれがあることがある。

香港では、「コンセント制度」が採用されている。即ち、出願商標が先に存在する他人の登録商標と抵触することを理由に拒絶された場合、当該他人から、出願商標の登録に同意する旨が記載された「letter of consent」を入手して提出すると、拒絶理由が撤回される。

出願公告日から3か月以内に、誰でも、登録官に対し、異議申立てを提出することができる。異議申立てが誰からも提出されず、又は異議申立てが成立しなかった場合、商標出願は登録を受けることができる。

登録官の決定に対する不服申立ては、裁判所に提出することができる。

登録付与後継続して3年以上、正当な理由なく、登録商標が使用されていない場合、利害関係人は、登録商標の取消を請求することができる。

4 商標権の効力

商標権の存続期間は、出願日から 10 年であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。

香港では、「ディスクレーマー」(disclaimer)の制度が採用されている。即ち、例えば、「識別力のない部分については、権利行使しない」というように商標権に対し一定の制限が課されることを条件として商標登録を受ける場合がある。上記の制限は、公報に掲載される。香港の商標条例は、並行輸入を明文で認めている。

VI 著作権

1 概要

香港では、著作権は、1911 年以降、香港に拡大適用された英国 1911 年著作権法、1956 年著作権法及び 1985 年著作権法に則して保護されてきた。現在、香港では、著作権条例が制定され(1997 年 6 月 27 日施行)数回の改正を経ている。この 1997 年著作権条例は、英国の 1988 年著作権、意匠及び特許法を元に、香港の状況に合わせた修正が加えられたものである¹⁰。

2 著作物の種類

著作物の種類としては、①言語、演劇、音楽又は美術の著作物、②録音物、映像、放送、又は有線プログラム、及び③刊行物編集の版面がある。コンピュータ・プログラム及びコンピュータ・プログラムのための予備的設計は、言語の著作物とみなされる¹¹。

3 著作権の種類

著作権の種類としては、①著作物を複製する権利、②著作物を公衆に譲渡する権利、③著作物の複製物を公衆に貸与する権利、④著作物の複製物を公衆の利用に供する権利、⑤著作物を公に上演し、見せ又は演奏する権利、⑥著作物を放送し又は有線放送サービスに包含する権利、⑦著作物を翻案する権利がある。

美術の著作物に関し、平面著作物から立体著作物を作成すること、及び立体著作物から平面著作物を作成することは、いずれも、「複製」に該当する。例えば、二次元の漫画キャラクターの著作物から、立体的な人形(フィギュア)を作成する行為は、「複製」に該当する。

また、「著作者人格権」の一種として、著作者として氏名の表示を受ける権利も認められる¹²。著作者人格権は、コンピュータ・プログラム、タイプ・フェイス等に対しては認められない。また、著作者人格権を譲渡することはできない。

¹⁰ Andrea Fong 著「香港における工業製品の意匠保護：著作権と登録意匠」(『パテント Vol.67, No.9』(日本弁理士会、2014 年)所収) 56 頁。

¹¹ 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』55 頁。

¹² 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』55～56 頁。

4 無方式主義

香港でも、日本と同様、著作権の発生には、とくに出願・登録等の方式を要しないという「無方式主義」が採られている。香港には著作権登録のシステムが存しないため、著作権の所有を裏付ける証拠として、著作物の創作プロセスの記録等を保存しておくことが重要といえる¹³。

5 著作権の保護期間

著作権の保護期間は、著作物の種類により異なる。例えば、言語、演劇、音楽及び美術の著作物は、作者の死後 50 年間保護される。共同著作物の著作権は、最後の作者の死後 50 年で満了する。

VII 営業秘密

香港には、日本の「不正競争防止法」に相当する独立した制定法は存在せず、営業秘密侵害行為に関する制定法は無い。

しかし、香港においても、裁判所により、個別具体的事案ごとに、判例法に基づく営業秘密保護が認められている。

営業秘密として保護される情報の要件として、①その情報が一般に知られておらず、秘密であること、②その情報に商業的価値が具備されていること、③情報につき秘密保持措置が執られていること、④その情報が、明示又は黙示の信任義務を含意する状況の下で伝達されていたことが挙げられる¹⁴。

VIII 詐称通用 (パッシング・オフ)

「詐称通用」(passing off) とは、自分の商品が、すでに確立したのれんをもつ他業者の商品であるかのような印象を消費者に与えることになる取引行為のことである。「のれん」は、コモン・ロー諸国では、一般に、「グッド・ウィル」(good will) と呼ばれる。詐称通用は、コモン・ローの法制度を採る諸国において、不法行為の一種として認められている概念である。香港においても、英国法の影響から、詐称通用の概念が判例法上認められている。日本法には無い概念であるため、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、分かりにくく、日本の法制度にはぴったりと当てはまる法律用語が無い。商標、商号、ドメインネーム等の法制度は、詐称通用の適用範囲に含まれ得るが、適用範囲は必ずしも一致しない。

詐称通用の主張をするためには、商標登録をしている必要はない。即ち、香港で商標登録

¹³ 前掲「香港における工業製品の意匠保護：著作権と登録意匠」56頁。

¹⁴ 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』59頁。

をしていなくても、香港における先使用、名声、周知性等があれば、詐称通用を理由に、不正使用からの保護を受けられる可能性がある。今日、詐称通用は、被告の営業行為が原告の営業行為であると公衆に誤認されるような場合一般に広く認められている。

詐称通用の要件は、①原告の商品又は役務が、市場でグッド・ウィル又は名声を得ており、一定の識別性のある特徴によって知られていること、②被告が提供する商品又は役務を原告の商品又は役務であると公衆に誤認させ、又は誤認させるおそれのある、被告による不実表示（意図的なものか否かを問わない）があること、③被告の不実表示から生じた誤認によって原告が損害を被ったか、又は被るおそれがあること、である。

英国の判例法上、「グッド・ウィル」とは、「長年にわたり正業により築き上げられ、又は多大な出費により獲得された企業の信用及び取引関係の有利な地位の総体」であるとか、「その業者の供給する商品・役務の品質及び名声から生じる顧客吸引力」であるといわれている。香港でも、英国の判例法と同じ考え方が採られている。

IX ライセンス契約

1 概要

香港では、知的財産権のライセンス契約は、当事者間で自由に締結することができ、契約の政府当局への届出又は許可等の手続は不要であり、外国送金に関する政府の規制もほとんどない。

特許や商標等の知的財産権を有する日本企業が、中国企業や香港企業との間でライセンス契約を締結することは、今後も引き続き、多く行われると予測される。知的財産権ライセンス契約の中で、ライセンス地域について、単に「中華人民共和国」又は「中国」というように規定すると、香港、マカオ及び台湾がそこに含まれるように見えてしまう。しかし、香港、マカオ及び台湾と、それ以外の中国大陸地域においては、法制度が異なり、経済的にも別の地域と捉える方が自然である。そこで、もし、香港、マカオ及び台湾を除く中国大陸地域を技術ライセンスの地域として指定したいのであれば、契約中に、例えば、「中華人民共和国（香港、マカオ及び台湾を除く。）」というように、明確に規定しておくべきである。

2 知的財産権のライセンスの方式

知的財産権のライセンスの方式の種類は、表1のとおりである¹⁵。

表1：知的財産権のライセンスの方式の種類

ライセンスの方式	定義
exclusive license	許諾者が約定の特許実施許諾範囲内において、1名のみの被許諾

¹⁵ 前掲『模倣対策マニュアル 香港編』64頁。

	者に当該特許の実施を許諾し、許諾者が約定により当該特許を実施することができなくなること。
sole license	許諾者が約定の特許実施許諾範囲内において、1名のみの被許諾者に当該特許の実施を許諾するが、許諾者も約定に従い自ら当該特許を実施することができること。
non-exclusive license	許諾者が約定の特許実施許諾範囲内において、被許諾者に当該特許の実施を許諾し、かつ自らも当該特許を実施できること。

3 香港企業を日本企業と中国企業の間で介在させた契約

香港子会社を有する日本企業にとって、香港子会社は、中国へのゲートウェイ（窓口）としての役割を持っていることが多い（とくに、日本企業が中国大陸でのビジネスに直接には関わらず、香港子会社を通じて中国ビジネスを行うこととしている場合）。また、場合によっては、香港子会社が、経営実体の無いペーパー・カンパニーであることもある。

そこで、実務上、日本企業が中国企業と直接、契約を締結するのではなく、香港子会社を日本企業と中国企業の間で介在させた契約とすることがある。そのメリットとしては、①香港は、地理的にも中国に近く、中国と同じ中華文化圏に属するため、中国の事情に通じており、文化・言語等の面で有利であること、②中国企業との交渉や契約管理を、香港子会社に任せられること、③香港子会社を中間に介在させることにより、中国の法規制リスク、外貨管理規制リスク等を回避すること等が挙げられる。

4 中国の「技術輸出入管理条例」の法規制の回避策

日本企業が中国企業と技術ライセンス契約を締結する場合、中国の「技術輸出入管理条例」が適用されるが、同条例はライセンサーに、供与技術の完全性、無瑕疵性、有効性の保証を課すとともに、契約で定める技術目標が達成できることの保証を義務付けている。また、第三者の合法的権益を侵害した場合についてもライセンサーが責任を負うと定めている。しかもこれらの規定は強行規定であるとされる可能性が高いため、契約当事者がライセンサーの保証義務を免除する約定を契約で定めたとしても、その約定は無効とされるリスクが高く、権利保証を全面的に回避することは極めて困難である。「技術輸出入管理条例」の定める保証義務規定は、あまりに広汎な責任をライセンサーに負わせるものであるため、日本企業は何かして責任を限定すべく、効果的な実務対応の検討がなされてきたところである。

そこで、日本企業は、その香港子会社（ほとんどの場合、日本企業による100%出資の完全子会社を利用される）との間で技術ライセンス契約を締結するが、当該契約中では、ライセンサーの保証義務について、免除し又は著しく制限する規定を置いておくという方策が考えられる。日本企業と香港子会社との間の技術ライセンス契約には中国の「技術輸出入管理条例」は適用されず、また、香港は基本的には契約自由の原則が支配する法制度であるた

め、そのような規定を置くことは可能と考えられる。もちろん、親会社と子会社（しかも、ほとんどの場合、完全親子会社）との関係であるため、子会社が親会社に保証責任を追及するという事は事実上考えられないという事情もある。そして、香港子会社は、中国企業との間で技術サブライセンス契約を締結することになるが、これは香港企業と中国企業との契約であるため、涉外契約として扱われ、「技術輸出入管理条例」が適用される。よって、ライセンサーの保証義務を回避又は制限することは困難であるが、香港子会社がペーパー・カンパニーである場合は、保証責任を追及されても、実際上のリスクはほとんど無いといえる。また、仮に、香港子会社が保証責任を追及されたとしても、日本企業と香港子会社との間の技術ライセンス契約では、ライセンサーの保証義務について、免除し又は著しく制限する規定を置くのが通常であるため、日本企業が保証責任を負わされるリスクは低いといえる。

X エンフォースメント

1 民事訴訟

香港の訴訟制度は、英国の訴訟制度に基づいて形成されている。

知的財産権侵害を理由に民事訴訟を提起する場合、法的救済手段として、差止命令、損害賠償、不当利得返還等があり得る。

知的財産権侵害の民事訴訟は、侵害行為発生を知り又は知り得べき日から 6 年以内に提起しなければならない。

知的財産権侵害の民事訴訟を管轄するのは、香港高等法院の第一審裁判所である。香港高等法院の第一審判決に対する上訴審は、終審法院が管轄する。

民事訴訟を提起する場合、暫定的救済手段を利用することも考えられる（表 2 を参照）。但し、英米法独特の概念が多く、日本の法律に慣れ親しんでいる者にとっては、理解が難しい面がある。

表 2：香港における暫定的救済手段

用語	定義
アントン・ピラー命令	被告に対して事前通知せずに一方的に裁判所から出される命令。被告敷地内への立入り、特定の物品や文書の搜索・検査等を認めるように要求する。英国における著作権侵害及び秘密漏洩事件である <i>Anton Piller KG v. Manufacturing Processes</i> (1976) が先例となっている。
マレーヴァ差止命令	被告資産を凍結し、損害賠償の支払いを受けるために資産を差し押さえること。

香港の弁護士（「法廷弁護士」(barrister) と「事務弁護士」(solicitor) が含まれる) にも

さまざまな者がおり、法律事務所にもさまざまなところがあるが、主な取扱い業務の内容、費用（タイムチャージ、着手金・報酬制、定額制等）、コンフリクト（利益相反）の有無、過去の類似事件の取扱い実績等をよく確認してから依頼する必要がある。

なお、香港には、日本でいう「弁理士」は存在しない。實際上、弁護士が、弁理士の役割を担っていることが多い。

3 刑事訴訟

特許権、意匠権及び商標権の虚偽表示、並びに著作権の侵害行為等に対しては、犯罪として刑罰が科される可能性がある。

知的財産権侵害に係る犯罪を刑事告訴しようとする者は、告訴状を、原則として、香港税関に提出する。香港税関は、令状なしに捜索、押収、逮捕等を行う捜査権限を有する。香港税関は、捜査結果を検察官に提出し、訴追は検察官が行う。刑事訴訟の第一審の審理は、原則として、治安判事法院が管轄する。

4 税関による水際取締り

香港においては、とくに中国で製造された知的財産権侵害物品の流通が多い。香港税関は、輸出入管理業務において、模倣品及び海賊版等の商標権及び著作権の侵害行為に対しては、知的財産権侵害物品の調査・摘発に非常に積極的である¹⁶。これに対し、特許権及び意匠権の侵害行為は、税関による水際取締りの対象とはされていない。

とくに著作権侵害事案に対処するため、香港税関は、いくつもの報奨金スキームを実施して、刑事訴追に繋がる情報を提供した者に対して、現金で報酬を支払っている。

知的財産権保有者は、税関に通知をすることにより、知的財産権侵害物品の輸入を差し止めるよう要求することができる。税関から知的財産権保有者に対し、真贋鑑定等の協力を求められることが多いので、知的財産権保有者としては、迅速に対応する必要がある。

XI おわりに

以上、香港の知的財産法制度の概要を紹介したが、重要な貿易・投資の相手国である香港における知的財産権保護の問題は、日本企業にとって極めて重要である。ところが、香港の知的財産法については、米国・EU・中国の知的財産法に比べ、日本語による情報が非常に少ないのが現状である。①香港は、中国市場へのゲートウェイであり、国際ビジネスを活発に行っているグローバル企業が少なくないこと、②香港で知的財産権侵害対策をとること

¹⁶ 香港税関は、2016年において、845件の知的財産権侵害物品事案（うち201件はインターネットを利用した犯罪）を摘発した。同年における知的財産権侵害物品の押収価額は、1億6000万香港ドルであった（『CIPIC ジャーナル Vol.248』（日本関税協会、2017年）37～38頁）。

により、中国で製造された模倣品・海賊版等の知的財産権侵害物品の流通を抑止する効果も期待できること等をも合わせ考えると、今後も、香港の知的財産法の動向については引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.14485』（経済産業調査会、2017年、原題は「世界の知的財産法 第16回 香港」）。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。